

答 申

1 審査会の結論

武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が平成 17 年 5 月 20 日付けでした「農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会会議録」（以下「本件会議録」という。）の一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）および同日付けでした「農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会会議収録テープ」（以下「本件収録テープ」という。）の非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）は、いずれも妥当である。

2 異議申立ての経緯

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年武蔵野市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条に基づき平成 17 年 5 月 9 日実施機関に対し会議録および収録テープの開示を請求したが、実施機関は、条例第 9 条第 5 号に該当するとして、会議録については、「農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）の委員中、本市の職員でないもの（以下「外部委員」という。）および策定委員会の委員その他の構成員以外の第三者の氏名部分を非開示とする本件一部開示決定をし、本件収録テープについては、同号に該当するとして非開示決定をしたので、本件異議申立てに及んだ。

実施機関は、本件会議録中の非開示部分および本件収録テープのうち第 6 回ないし第 8 回の会議に係る部分が同号に該当する理由として、外部委員の自由闊達な発言を保障する必要があることを挙げ、また、本件収録テープのうち第 1 回から第 5 回の会議に係る部分を非開示とした理由として、それらが不存在であることを挙げている。

これに対して、異議申立人は、策定委員会の会議が非公開であったとする実施機関の説明に疑問があること、かりに会議が非公開であったとしても、本件非開示部分は同号に規定する非開示情報には当たらないとして、本件各決定を批判している。

3 審査会の判断

(1) 本件一部開示決定について

本件一部非開示決定では、外部委員および策定委員会の委員その他の構成員以外の第三者の氏名が非開示とされている。

このうち第三者の氏名は、「個人に関する情報で……特定の個人が識別することができるもの」であるから、非開示とすることができる（条例第9条第1号本文）。

次に外部委員の氏名が非開示とされている点については、策定委員会の会議それ自体が公開されていたのであれば、特段の事情がない限りその会議録も開示するのが当然であると考えられるので、まず、会議が非公開であったのか否かについて検討する。

この点、実施機関は、策定委員会の第1回会合において会議の非公開が決定された旨主張するのに対して、異議申立人は、そうした決定がなされたことを本件会議録から明らかにすることはできないと主張する。

確かに、本件会議録には、会議の非公開を議決したことを直接示す箇所は見出せないが、会議自体は非公開とはするものの市民のさまざまな意見を策定委員会に反映させたいという趣旨と推測される委員の発言が記録されており、策定委員会としては会議を非公開とする意図であったと認められる。また、策定委員会のような法令もしくは条例に根拠をもたない、その意味で非公式な諮問機関の場合、その会議を公開とするか否かについては法令もしくは条例に特段の規定もないところから、諮問をする実施機関または諮問機関自身の意向によって公開するか否かを決定できるものと解される。してみれば、策定委員会は、適法にその会議を非公開にすると決定したものと解される。

もっとも、策定委員会が適法にその会議を非公開としたのであったとしても、そのことから、本件会議録の全部または一部を当然に非開示とすることが許されるわけではない。実際、策定委員会の委員という公的地位を受け入れた上での発言である以上、純然たる個人の場合とは異なる扱いを受けることもやむを得ないという異議申立人の主張にも、傾聴に値するものがある。しかしながら、策定委員会は、市民のなかに多様な意見の分岐があり、さまざまな利害が絡む微妙な問題を審議していたのであるから、外部からの圧力を懸念することなく自由闊達な議論ができるようにするために外部委員の氏名を非開示にしたことには十分な合理性があるというべきである。

もっとも、非開示とされた箇所は相当数に上り、なかには、前後の文脈から非開示とされた氏名を推測できるよう見える箇所もないではない。しかし、こうした推測の難易は、文脈によってさまざまであり、各箇所についていちいち精査して開示・非開示の別を決することはかえって恣意的な判断にならざるを得ない。したがって、外部委員の氏名を一律に非開示としたことにも合理性があるというべきである。

(2) 本件非開示決定について

本件収録テープのうち、第1回から第5回の会議に係る部分は、会議録作成後は不要となり廃棄されたので不存在であるという実施機関の説明は、特に疑問を差し挟む余地もないので、この部分を非開示とした本件非開示決定は妥当である。

その余の第6回から第8回の会議に係る部分についても、上記(1)と同様の理由によって外部委員の氏名を特定できる部分を非開示とできるほか、再生された音声から発言者を容易に特定できるから、外部委員の発言部分の全部を非開示とできると解するべきである。もっとも、外部委員以外の委員は実施機関の幹部職員を含む本市の幹部公務員であるから、その発言部分を非開示にすることは許されない筋合いであるが、テープという媒体の性質上、非開示部分だけを分離して残余の部分を開示とすることは極めて困難であるので、その全部を非開示とすることが許されると解すべきである（条例第10条第1項）。

(3) 結論

以上のとおり異議申立人の主張はいずれも理由がないから「1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 17 年 6 月 27 日	諮問
平成 17 年 7 月 5 日	実施機関より理由説明書收受
平成 17 年 7 月 12 日	異議申立人より意見書收受
平成 17 年 7 月 25 日	審議（第八期第2回審査会）
平成 17 年 7 月 28 日	実施機関より追加資料收受
平成 17 年 9 月 7 日	審議（第八期第3回審査会）